

仕 様 書

仙台管区気象台総務課

契約件名 仙台管区気象台燕沢宿舎給水ユニット保守点検

履行場所 仙台市宮城野区燕沢東三丁目 1 5 番 3 号

履行期限 令和 9 年 3 月 2 6 日

対象機器 テラル製給水ユニット NX-50PCL324-51.1W

業務内容 別紙「保守点検表」による点検

一般事項

- 1 本点検は本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（最新版）及び関係諸法規によること。
- 2 本点検の実施にあたっては、当該機器の構造及び運転方法について十分な知見を有する者が自ら行うこと。
- 3 本点検に必要な消耗品部品（パッキン、Ｏリングほか）及び点検中に発生する廃棄物の処理費については、受注者の負担とする。
- 4 本点検に起因する故障及び障害については、受注者は無償で修理しなければならない。
- 5 その他、仕様に明記のないもので当然必要なものは受注者にて行い、疑義が生じた場合は係官と協議のうえ、その指示に従うこと。

監 督 発注者が任命する監督職員により、本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。

検 査 発注者は、給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。

特記事項

- 1 検査の時期は、給付を終了した旨の通知を受けた日から 10 日以内とする。
- 2 代金の支払い時期は、検査終了後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に銀行振込とする。
- 3 実施時期は 1 1 月とし、実施日については協議のうえ決定すること。
- 4 作業終了後、報告書及び作業工程写真（各 1 部）を係官に提出すること。

保守点検表

項目	点検調整箇所	点検項目	点検方法	判断基準
環境	温度	仕様の範囲内	測定	0～40℃以内
	湿度		測定	0～85℃RH以下 結露のないこと
	ほこりなど		目視	ないこと
電源	電源端子台	電圧	測定	規定電圧が印加されていること
		電圧変動	測定	許容変動範囲内であること
制御盤	パネル表示・表示灯	点灯確認	目視	異常のないこと
	設定値	設定値	目視	要求通りの設定になっていること
	運転動作	自動運転動作	目視	異常のないこと
	運転状況	起動圧力	目視	設定値通りであること
		停止圧力	目視	仕様通りであること
		ユニット起動回数	目視	400回以下
		ポンプ積算運転時間	目視	確認
		ポンプ積算起動回数	目視	確認
		警報履歴	目視	警報発生中でないこと 過去の履歴確認
	漏電遮断器	操作位置	目視	トリップしていないこと
	電源引込端子台	ネジのゆるみ	増締	ゆるみのないこと
	制御回路端子台	発熱のあと	目視	変色してないこと
	動力線	ほこりの付着、損傷	目視	ほこりの付着、損傷なきこと
	フタ及びフタ取付	開閉	手動	スムーズであること
		締結部のゆるみ	増締	ゆるみのないこと
	構造・外観	絶縁物	目視	割れ変形のないこと
	電磁接触器	ネジのゆるみ	増締	ゆるみのないこと
		接点の消耗	目視	厚さ新品の2/3以上
		接点の接触状態	目視	接触面がなめらかであること
	プリント基板	運転動作	目視	異常のないこと
ポンプ・電動機	運転状態	揚程	目視	仕様通りであること
		電流値	測定	仕様通りであること
		音・振動	聴覚 触覚	異常のないこと
		回転方向	目視	正転していること
	メカニカルシール	漏水状態	目視	漏水のないこと
	羽根車	異物のつまり・磨耗・破損	分解後点検	異常のないこと
	ライナリング	磨耗・破損	分解後点検	異常のないこと
	案内羽根	異物のつまり・磨耗・破損	分解後点検	異常のないこと
	主軸まわり	回転がスムーズか	手回し	スムーズであること
	軸受	発熱、音、振動	手触	異常のないこと
	巻線抵抗	各線間(U-V、V-W、W-U)の抵抗値	測定	均一であること
	絶縁抵抗	アースと各リード線間の絶縁抵抗	測定	1MΩ以上のこと